

雇児総発 0529 第1号
社援総発 0529 第1号
障企発 0529 第1号
老総発 0529 第1号
平成24年 5月29日

各

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管部局長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

厚生労働省社会・援護局総務課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

厚生労働省老健局総務課長

社会福祉施設等における夏期の電力需給対策について

昨夏及び昨冬の節電に伴う対応については、特段のご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

今般、政府の電力需給に関する検討会合及びエネルギー・環境会議の合同会議において「今夏の電力需給対策について」（別添1）が5月18日に発表され、今夏の電力需給見通し及び対策等が示されたところです。

「今夏の電力需給対策について」においては、特に関西電力管内における今夏の電力需給に関して、昨夏の東京電力管内で想定されたピーク電力不足よりも厳しい状況になる恐れがあること等が確認されたことを踏まえ、

- ① ピーク期間・時間帯の使用最大電力（kW）の抑制（以下「節電」という。）を要請する。

- ② 節電により病院等のライフライン機能等の維持に支障がでる場合には、機能維持への支障が生じない範囲で自主的に目標を設定し実施することを要請する。また、被災地や高齢者等の弱者に対して、無理な節電を要請することがないように要請時には配慮を行う。
- ③ 業務部門（オフィス部門・間接部門）においては、それぞれの電力会社管内における共通目標の節電を要請する。
- ④ 電気事業法第27条に基づく電力使用制限命令は回避。
- ⑤ 計画停電は実施しないことが原則であるが、大規模な電源の脱落等万が一に備えて、関西電力、九州電力、北海道電力及び四国電力管内においては、計画停電の準備を進めておく。

等が示されており、社会福祉施設等においても、可能な限り節電に取り組んでいただくことが必要です。

つきましては、別添の内容についてご了知いただきますとともに、貴管内の市区町村、社会福祉施設等に対する周知について、ご協力いただきますようお願いいたします。その際、節電に当たっては、入所者等の健康に十分配慮いただくようご指導をお願いいたします。

また、関西電力、九州電力、北海道電力及び四国電力管内の社会福祉施設等に対しては、万が一の計画停電が実施された場合においても、入所者等の生命・健康に支障が生じないように、必要に応じて、自家発電装置の点検や燃料の確保等の準備を進めるようご指導をお願いいたします。

なお、昨年度実施しました「夏期に向けた節電対策のアイデアの募集」の結果（別添2）を添付いたしますので、節電に当たっての参考資料として活用をお願いいたします。

【参考となるウェブサイト等】

経済産業省ホームページ

- ・「電力需給に関する検討会合」

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/electricity_supply/index.html

- ・「夏季の省エネルギー対策を決定しました

～6月から9月は夏季の省エネキャンペーン～」

<http://www.meti.go.jp/press/2012/05/20120518001/20120518001.html>

国家戦略室ホームページ

- ・「エネルギー・環境会議」

<http://www.npu.go.jp/policy/policy09/archive01.html>

政府の節電ポータルサイト「節電.go.jp」

<http://setsuden.go.jp/>